市川税務署からのお知らせ

申告書は自分で書いて提出はお早めに

確定申告書の相談と受付

平成 21 年分の申告書の相談・提出・納税

所得税	2月16日(火)～3月15日(月)	贈与税	2月1日(月)～3月15日(月)	個人事業者の消費税・地方消費税	3月31日(水)まで

3月に入ると税務署はたいへん混雑しますので、早めの申告にご協力ください。還付申告は1月から確定申告書の提出ができます。

確定申告の相談会

申告書の書き方がわからない方は、下記の相談会をご利用ください。相談会ではできあがった申告書の提出もできます。ただし、いずれの相談会でも、対象以外の申告の相談はできません。提出のみの会場では、書き方の相談は行っていません。

なお、土地・建物・株式の譲渡所得、相続税、贈与税などの申告は、市川税務署へご相談ください。

市役所では申告用紙を１月 25 日(月)から配布します

1月25日(月)～2月15日(月)は市民税課（浦安市役所本庁舎2階）でも申告用紙を配布します。なお、各駅前行政サービスセンターでは、確定申告用紙Ａ（給与・年金所得のみの方用）のみを配布します（用紙がなくなりしだい終了）。

申告に必要なもの

源泉徴収票、医療費の領収証（医療費控除をする方）、各種控除証明書、口座番号のわかるもの、印鑑など

		時	所	対象ほか
税務署		2月16日(火)～3月15日(月) 午前8時30分～午後5時 （土・日曜日を除く。2月21日(日)・28日(日)は開庁）	市川税務署	郵送でも提出できます(3月15日(月)消印有効)。控えに受付印が必要であれば、郵送提出の際、返信用封筒(切手をはり付け、あて名を記入)を同封してください
申告相談・提出	税務署による早期申告書作成相談	2月1日(月)～4日(木) 午前9時30分～正午、午後1時～3時 ※混雑状況により早めに締め切る場合あり	浦安市役所第3庁舎2階	○年金受給者と給与所得者の還付申告の相談 ※土地・建物・株式の譲渡所得、贈与税の申告の相談は行いません
	税理士による無料相談	2月16日(火)～18日(木) 午前9時30分～正午、午後1時～3時 ※混雑状況により早めに締め切る場合あり	文化会館	○小規模納税者（白色申告者のうち、所得金額が300万円以下の方）の所得税と消費税の申告相談 ○年金受給者と給与所得者（給与収入で1000万円以下の方）の所得税の申告相談 ※住宅ローン控除、土地・建物・株式の譲渡所得、退職所得、相続税、贈与税、給与の収入金額が1000万円を超える方の申告の相談は行いません
	年金・給与所得のみの方の還付申告書作成相談	2月19日(金)～3月15日(月) 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時 （土・日曜日を除く） ※混雑状況により早めに締め切る場合あり	浦安市役所第3庁舎2階	○年金・給与所得のみの方の相談 ※それ以外の所得についての相談や住宅ローン控除の相談は行いません。県税理士会市川支部と市による作成相談です。市では、パソコンを利用した申告書の作成サービスは行いません
提出のみ	申告書臨時提出所	2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後4時（土・日曜日を除く）	ＪＲ市川駅南口I-link タウンいちかわザタワーズイースト３階	○完成した申告書の受け付け ※用紙配布・申告相談は行いません
	浦安市役所	2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後5時（土曜日を除く）	浦安市役所第3庁舎2階	○完成した申告書の受け付け ○申告用紙の配布 ※申告相談は行いません

※今年は広域還付申告センター（東京駅と船橋フェイスビル）では開催しません

インターネットで申告書作成

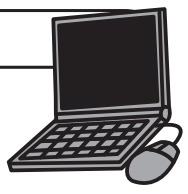

■確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、申告書が簡単に作成でき、提出用に印刷することができます。詳しくは国税庁ホームページ**http://www.nta.go.jp**をご覧ください。

■e-Tax(国税電子申告・納税システム)

国税電子申告・納税システムe-Taxを利用すると、自宅のパソコンなどから確定申告ができます。

e-Taxで申告すると、医療費の領収書や源泉徴収票などの提出を省略でき（申告から3年間は、提出または提示を求められることがあるので保存が必要）、還付金も早く戻ります。

また、初めてe-Taxで申告する場合は、申告期限内であれば、最高5000円の税額控除が受けられます。利用する場合は、電子証明書付き住民基本台帳カードとICカードリーダー（電器店で購入）を用意し、事前に税務署への届け出が必要です。詳しくはe-Taxホームページ**http://www.e-tax.nta.go.jp**をご覧ください（住民基本台帳カードの取得方法は、市ホームページをご覧いただくか、市民課までお問い合わせください）。

事業所の皆さんへ

「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書と「平成21年分の給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表」の提出期限は2月１日(月)です。

法定調書は、適正で公平な課税の確保のため、一定の基準に該当する支払いに対して提出が義務づけられています。提出期限直前は窓口が混雑しますので、早めに提出してください。また、法定調書などは、e-Taxで提出すると便利です。詳しくは市川税務署管理運営部門へお問い合わせください。

【問】市川税務署
☎047・335・4101

【交通】京成線鬼越駅下車徒歩３分、総武線本八幡駅北口から京成バス東菅野５丁目行き「市川税務署」下車
※駐車場は、４月中旬まで利用できません。電車、バスをご利用ください

（市民税課）

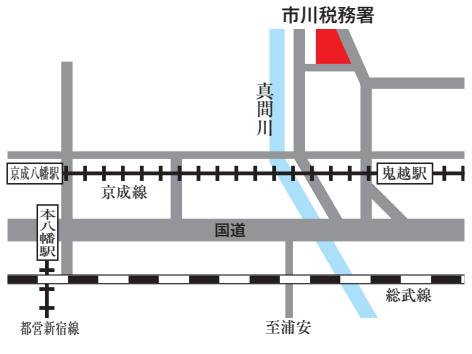

平成 22 年度からの住民税税制改正のお知らせ

●上場株式などの配当所得と譲渡損失との間で損益通算が可能になります

上場株式などに係る配当所得について申告した場合、「総合課税」と「申告分離課税」のいずれかを選択できるようになりました。

「申告分離課税」を選択した場合、上場株式などの譲渡損失との間で損益通算ができるようになりました。

●住宅ローン控除

平成21～25年に入居した方への住民税の住宅ローン控除制度が創設されました

平成21～25年に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方について、所得税から控除しきれなかった額を住民税から控除する制度が創設されました。

なお、住民税の住宅ローン控除を受けるために、申告書を提出する必要はありません。

住民税の住宅ローン控除申告書の提出が不要になりました

平成11～18年に入居した方は、税源移譲に伴う住民税の住宅ローン控除の適用を受けるために、住宅ローン控除申告書を提出する必要がありましたが、原則として提出する必要がなくなりました。

【問】市民税課